

様式第1 (第18条関係)

## 指定給水装置工事事業者指定申請書

鹿嶋市水道事業

鹿嶋市長

殿

令和 年 月 日

フリガナ  
申請者 氏名又は名称  
住 所  
代表者氏名  
電 話  
F A X

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の 事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の 事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（第18条及び第34条関係）

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申 請 者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

鹿嶋市水道事業

鹿嶋市長

殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

鹿嶋市水道事業

鹿嶋市長

殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

選 任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 届出をします。

解 任

給水区域で給水装置工事の 事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者 免状の交付番号	選任・解任の年月日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（第18条関係）

## 機械器具調書

令和 年 月 日 現在

種 別	名 称	型 式 ・ 性 能	数 量	備 考

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。



指定給水装置工事事業者指定申請及び更新時確認書

令和 年 月 日

氏名又は名称

住 所 〒

代表者氏名

電 話 番 号

1. 事業体主催の指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

○他市の事業体にて直近の講習会受講状況 [ 公表 : 可 ・ 不可 ]

<input type="checkbox"/> 受講	年 月 日	・	<input type="checkbox"/> 未受講
事業体：			

2. 指定給水装置工事事業者の業務内容

○営業概要 [ 公表 : 可 ・ 不可 ]

休業日	<input type="checkbox"/> 土曜 <input type="checkbox"/> 日曜 <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> その他(
営業時間	時 分 ~ 時 分

○対応工事種別 [ 公表 : 可 ・ 不可 ]

配水管からの分岐 ~ 宅内第一止水栓	:	<input type="checkbox"/> 新設	・	<input type="checkbox"/> 改造
宅内第一止水栓 ~ 宅内給水装置	:	<input type="checkbox"/> 新設	・	<input type="checkbox"/> 改造

○漏水修繕対応 [ 公表 : 可 ・ 不可 ]

対応の可否	<input type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 不可 ※可の場合、下記(時間・種別)の記入願います。
対応時間	時 分 ~ 時 分
対応工事種別	<input type="checkbox"/> 屋内給水装置の修繕 ・ <input type="checkbox"/> 埋設部の修繕 <input type="checkbox"/> その他(

○緊急時連絡先 [ 非公表 ]

電話番号	
------	--

- ・ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いします。
- ・ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。(すべてが掲載されるわけではありません。)

3. 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4. 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するように努めること。

○受講実績    □有    ・    □無

[ 公表 : □可 ・ □不可 ]

\*有の場合のみ記入願います。

受講者名 (公表対象外)	研修会名・実施団体	受講年月日
	<input type="checkbox"/> 外部研修（ <input type="checkbox"/> 自社内研修（	年    月    日
	<input type="checkbox"/> 外部研修（ <input type="checkbox"/> 自社内研修（	年    月    日
	<input type="checkbox"/> 外部研修（ <input type="checkbox"/> 自社内研修（	年    月    日
	<input type="checkbox"/> 外部研修（ <input type="checkbox"/> 自社内研修（	年    月    日
	<input type="checkbox"/> 外部研修（ <input type="checkbox"/> 自社内研修（	年    月    日
	<input type="checkbox"/> 外部研修（ <input type="checkbox"/> 自社内研修（	年    月    日

- 外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
- 自社内研修については、研修内容を記載してください。
- 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。
- 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。（すべてが掲載されるわけではありません。）



4. 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

[ 公表 : 可 ・ 不可 ]

○過去1年以内の工事实績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への 分水栓の取付・せん孔, 給水管の接合, いずれの経験の有無	資格の有無	※保有している資格 (①～⑤の番号記載)	工事 年度
	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		
	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		
	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		
	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		
	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		
	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		

※以下に示す①～⑤の保有資格等を記載してください。

- ①水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工  
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ②職業能力開発促進法(昭和44年法律64号)第44条に規定する配管技能士
- ③職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の  
課程修了者
- ④公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者  
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)
- ⑤給水装置工事主任技術者

- 資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。
- 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。
- 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。(すべてが掲載されるわけではありません。)